

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第9条 学年は、原則として、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 定期の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 創立記念日(11月5日)
- (3) 春期休業日 4月1日から4月10日まで
- (4) 夏期休業日 8月1日から9月23日まで
- (5) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

ただし、学長が特に必要と認めた場合は、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

### 第4章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第11条 修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第12条 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第17条及び第18条の規定により入学した学生は、第20条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年を超えて在学することができない。

### 第5章 入学

(入学の資格)

第13条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した